Close Up

最近の特許行政ならびに特許出願に関する技術動向調査について

—2021年度特許庁との懇談会報告（第１回）—

（一社）日本溶接協会 特許委員会

1　はじめに

特許委員会では，日本溶接協会会員企業が知的財産戦略を構築するための側面支援の１つとして，特許庁の多大なる協力をいただきながら毎年懇談会を行っている。今年度は，2021年10月28日にオンラインにて，特許庁から４人，会員企業から82人が参加して懇談会が開催された。

表１　2021年度懇談会のテーマと特許庁参加者

テーマ		特許庁参加者（敬称略）
1	最近の特許行政について	【講演】 特許庁審査第二部生産機械（加工機械） 技術担当室長　一ノ瀬　薫
2	特許出願技術動向調査（３Ｄプリンター）について	【講演】 特許庁審査第三部素材加工 上席審査長　松田　成正
3	特許出願技術動向調査（マテリアルズ･インフォマティクス）について	【講演】 特許庁審査第三部素材加工 上席審査長　松田　成正
4	意見交換会	【参加者】 特許庁審判部第13部門 部門長　見目　省二 特許庁審査第二部生産機械（加工機械） 技術担当室長　一ノ瀬　薫 上席審査官　柏原　郁昭 特許庁審査第三部素材加工 上席審査長　松田　成正

第１部では，特許庁から**表１**に示すテーマ３件（最近の特許行政，特許出願技術動向調査（３Ｄプリンター），特許出願技術動向調査（マテリアルズ・インフォマティクス））について講演をいただいた。また，第２部では，特許庁と会員企業による情報共有・意見交換を行う機会として，意見交換会の場を設けた。

本稿は全３回の連載として，講演会および意見交換会での質疑応答の内容について，抜粋して報告する。

2　最近の特許行政について

最近の知財情勢と施策紹介について，大きく４つのテーマ（知財をめぐる動向／特許庁の取組み，新型コロナウイルスの知財活動等への影響等，Post／Withコロ

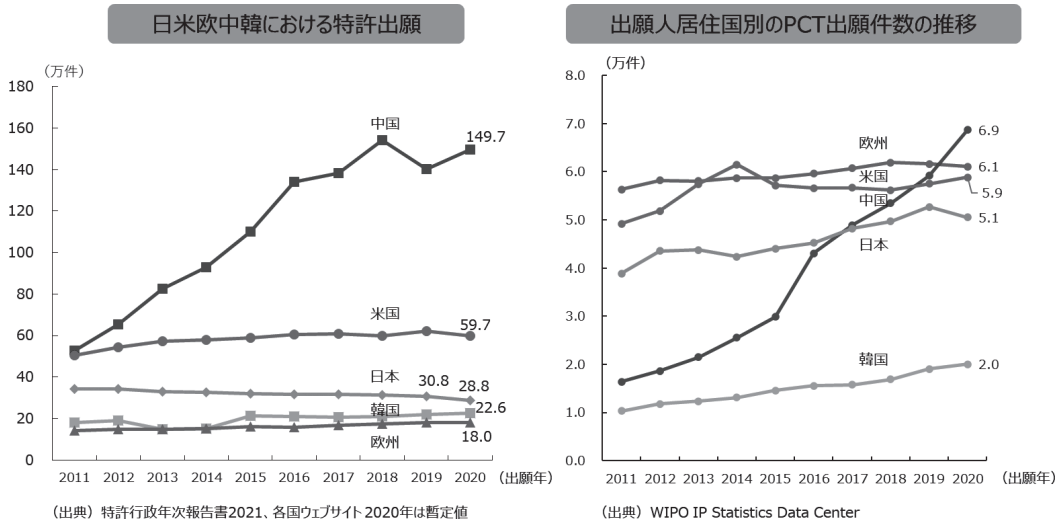

図１　主要国・地域における特許出願／PCT出願件数の推移

ナ時代のニュー・ノーマル，令和３(2021)年特許法等改正の概要）を解説いただいた。以下に，講演内容を報告する。

2.1　知財をめぐる動向／特許庁の取組み

図１に示すように，日本における特許出願は，現在世界３位となっている。また，日本における特許出願は2020年に大きく減少し，30万件を下回った。この減少は，内国出願人の特許出願件数が約２万件減少したことが主な原因となっている。一方，中国における特許出願件数とPCT（Patent Cooperation Treaty）出願件数はいずれも増加傾向にある。2020年には中国におけるPCT出願が欧州におけるPCT出願を大きく上回っており，中国の特許出願件数とPCT出願件数は世界最大となった。

図２に示すように，日本の特許出願の現状については，特許出願は漸減傾向にあるものの，特許登録件数は17万件前後で推移しており，特許出願件数に対する特許登録件数の割合は増加傾向にある。特許出願の厳選を行うことが浸透し，量から質への転換が進んでいることが窺える。

2.1.1　特許における取組み

(1) 世界最速・最高品質の特許審査

図３に示すように，特許審査部では2014年３月に，2014年４月からの10年を見据えて，特許審査の基本方針である「世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けて」を策定し，「迅速性の堅持」，「ユーザーニーズに応えた質の高い権利設定」，「海外特許庁との連携協力の強

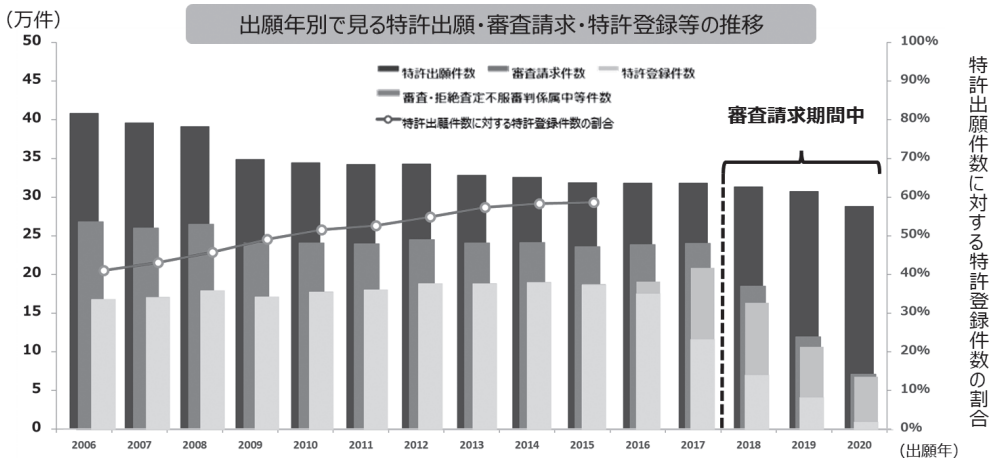

図２　日本における特許出願・審査請求・特許登録等の推移

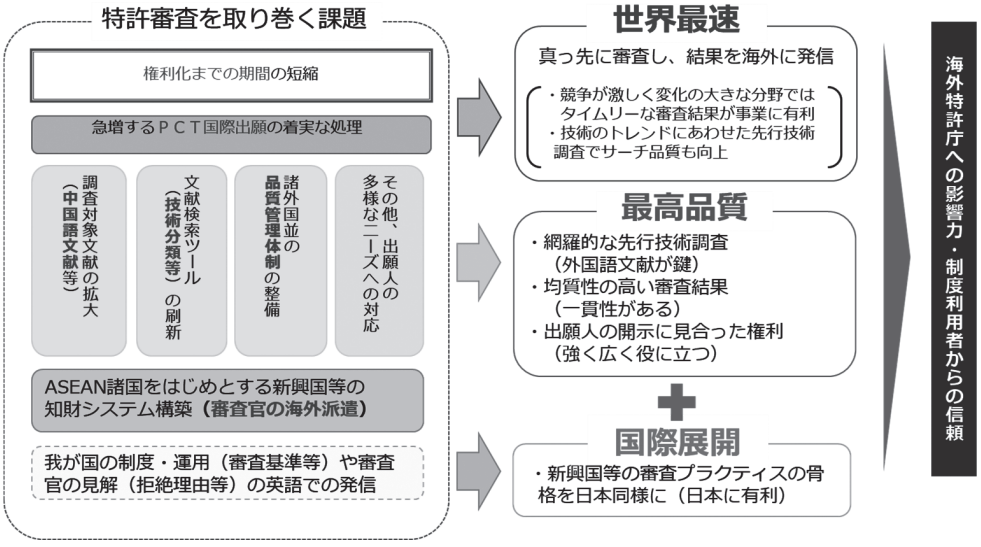

図３　「世界最速・最高品質」の知財システムの確立

化」の３つの重点項目に取り組んでいる。この基本方針は，７年経った今でも変わらず，また，当時の特許審査を取り巻く課題についても，今なお大きな課題となっている。急増するPCT国際出願の着実な処理，中国文献の爆発的な増加，出願人の多様なニーズへの対応といった特許審査を取り巻く課題は，当時の予想を超えて審査負担を増やしている。

世界最速の特許審査の実現のため，特許庁は，「2023年度末に一次審査期間を平均10か月以内，権利化までの期間を平均14か月以内とする」という数値目標を定め，特許審査の一次審査期間のみならず，権利化までの期間の短縮に取り組んでいる。その結果，**図４**に示すように，2019年には一次審査期間が9.5か月，権利化までの期間が14.3か月となっている。

併せて最高品質の特許審査の実現のため，審査の質の向上にも取り組んでいる。**図５**に示すように，特許審査全般の質についてのユーザー評価は年々向上している。

早期審査およびスーパー早期審査は，出願人の早期権利付与取得ニーズに応じて，無料で早期に審査を受けることができる制度として，出願人から高い評価をいただいている世界の中でも特色ある審査サービスである。両サービスの内容に変更はないが，2021年５月６日以降，早期審査に関する事情説明書が提出された全案件について，早期審査の対象とするか否かの選定結果を出願人に通知している。また，スーパー早期審査については，新型コロナウイルス感染症の影響であると判断された場合には，当面の間，応答期間要件が緩和される。

また，審査の質の向上のため，特許審査部では品質管理に取り組んでいる。例えば質の保証として，管理職による全件チェックや，管理職や審査官等との協議等を行っており，質の検証として，サンプル抽出による品質管理官による品質監査を行っている。品質管理に対する外部評価として，外部有識者からなる審査品質管理小委員会にて品質管理の実施体制・実施状況等について，客観的な評価・提言を受け，それを審査管理システムのより一層の強化に役立てている。

様々な分野で増加しているAI関連発明に対応するため，特許庁は2021年１月20日に「AI審査支援チーム」を発足させた。AI審査支援チームは，管理職員等と各審査部門のAI担当官から構成され，各審査部門が担当する技術分野を超えて連携し，最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有および特許施策の検討等を実施している。AI担当官は，AI関連発明に関する審査のハブとして，各審査部の知見を集約し相互に活用しつつ，審査官からの相談に対応している。AI関連発明の効率的かつ高品質な審査の実現に寄与するものと期待している。

(2) ユーザーの事業展開の支援

面接審査については，2020年より電子メールによる補正案等の送付が可能になっている。また，オンライン面接については，従来のテレビ面接等に加えて，2021年４月よりMicrosoft®Teamsを用いた面接も可能となっている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，当面原則オンラインでの対応のみとしている。

事業戦略対応まとめ審査は，世界各国を見ても他に類を見ないユニークな施策である。事業に必要な知的財産権を，分野横断的に事業展開のスケジュールに合わせて計画的に審査を行うもので，特許のみでの利用も可能である。

(3) 海外での早期権利化

海外での早期権利化について，特許審査ハイウェイ（PPH）を紹介する。特許庁は現在46庁との間でPPHを実施しており，世界でもっとも広いPPHネットワークを有している。世界最速・最高品質の特許庁の審査結果を利用したPPHにより，世界各国で特許権を迅速に取得できる。日本は2019年にインド，2021年１月にフランスとそれぞれ世界で初めてPPHを開始した。また，2021年４月にはモロッコとのPPHを開始した。

PCT協働調査試行プログラムは，日米欧中韓の五庁

2019年	一次審査期間	権利化までの期間
日本	9.5か月	14.3か月
米国	13.3か月	21.8か月
欧州	5.5か月	28.1か月
中国	14.9か月	22.2か月
韓国	10.8か月	15.6か月

（出典）特許行政年次報告書2021年版

図４　各国における一次審査期間と権利化までの期間

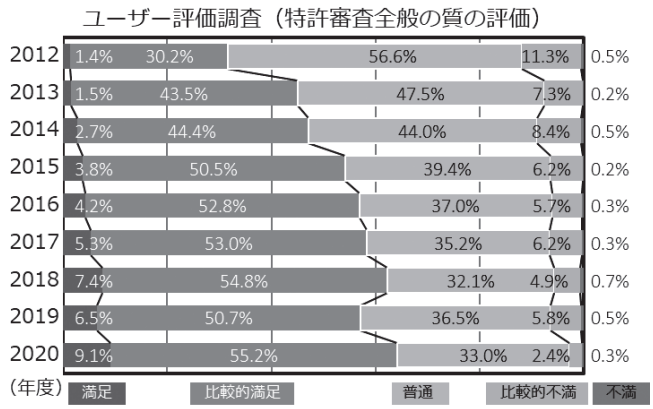

（出典）特許行政年次報告書2021年版

図５　特許審査の質についてのユーザー評価

にて試行している取組みである。本試行プログラムでは，１つのPCT出願に対して，主担当庁が４つの副担当庁と協力して特許可能性に関する判断を行う。本試行プログラムへの申請受付は，2020年６月で終了しており，現在五庁各庁での国内段階を含めた評価を行っている。評価期間は2022年６月に終了する予定である。

(4) 国際的な取組み

特許庁では，海外特許庁との間で相互に審査官を派遣し，審査実務の調和の推進，日本の審査実務の普及・浸透を促すことにより，わが国企業の海外における円滑かつ予見性の高い特許権の取得を支援する国際審査協力に取り組んでいる。主に先進国の特許庁とは実際の出願についての特許要件等を海外審査官と協議を行う審査官協議を通じて，審査実務の調和の推進を図っている。また，ASEAN諸国を中心とする新興国の特許庁に対しては，各技術分野の審査官から任命している国際研修指導教官による研修を通じて新興国審査官の審査能力向上を支援している。これらの国際審査協力の機会を通じて，海外特許庁の審査実務についてのわが国企業からの要望・関心事項についての情報収集も実施している。

また，特許庁では，国内外での権利取得の円滑化のため，先進国間会合や五庁会合の場を利用して，国際的な特許制度運用の調和に向けた議論を進めている。

2.1.2　意匠における取組み

機能が特徴的な外観となって現れる場合，その外観を意匠権によって保護することにより，機能と密接に結びついた形態を保護することが可能である。外観のみを真似た粗悪な模倣品への対策には意匠権が効果的である。

2019年の改正により意匠の保護対象の拡充や関連意匠制度の拡充がされ，また，2021年の改正により，海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を意匠権の侵害として位置付けることにより，模倣品輸入への規制強化を行った。これらにより，意匠制度はより利便性の高い制度となった。

図６に示すように，主要国の意匠登録出願件数の推移をみると，中国をはじめとした主要国においては増加傾向である一方で，日本は伸び悩んでいる。日本企業が意匠制度をもっと利用する余地がまだまだあると考えられる。

2.1.3　商標における取組み

1997年に立体商標が，2015年に色彩，音，位置，動き，ホログラムといった新しいタイプの商標の保護が導入され，商標制度を通じた多様なブランド保護が可能となっている。

商標出願の件数は近年増加傾向にあり，2020年の出願件数は2013年の約1.5倍となった。今後も商標出願増加は続くことが見込まれる。こうした出願増を受けて，**図７**に示すように，FA期間（出願から一次審査通知までの期間），TP期間（出願から最終処分までの期間）がともに延伸した。これを受けて，「2022年度末までに，一次審査通知までの期間を6.5か月，権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである８か月とする」という政府目標を2019年に定めた。

商標の審査期間短縮の対策として，商標ファストトラック審査の施行，民間調査者の活用可能性実証事業，任期付審査官の採用を行っている。

地域団体商標は，地域ブランドの商標の早期保護を図るもので，現在699件の全国の地域ブランドが登録されている。

2.1.4　海外における日本企業への支援

特許庁では，各国の知的財産関連機関と綿密な関係を構築し，各国の知的財産制度の調査や日本の知的財産権施策の周知を行うとともに，海外における日本企業の海

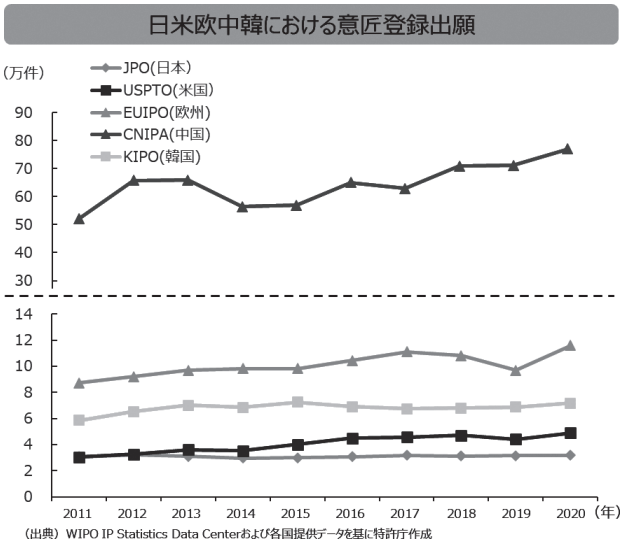

図６　意匠登録出願の推移

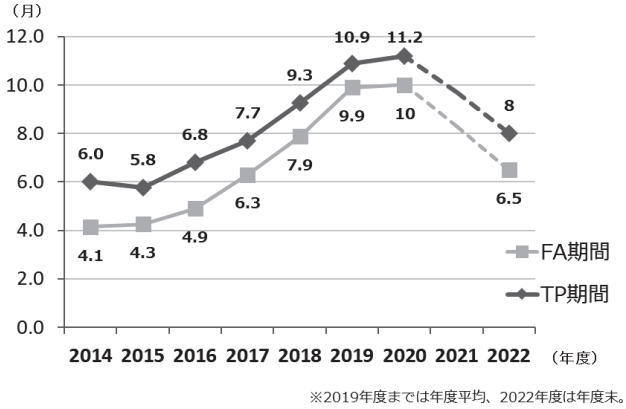

図７　商標審査の平均FA／TP期間の推移

外展開や知的財産権に係る活動を支援するため，世界各地に職員を派遣している。知財に関して不明な点や相談事項等があれば，各国地域に配置している知財専門家に連絡いただきたい。

2.2　新型コロナウイルスの知財活動等への影響等

図８に示すように，特許の月別の出願件数については，新型コロナウイルスの流行が始まった2020年はほぼ一貫して2019年を下回る結果となった。本年も同様の傾向を示しており，回復していない状況となっている。審査請求件数は，2020年９月から回復傾向がみられ，PCT出願件数は2019年と比べて減少傾向が続いている。

図９に示すように，意匠，商標ともに2020年７月以降回復傾向が見られ，2019年の出願件数をむしろ上回る水準となっている。

2.3　Post／Withコロナ時代のニュー・ノーマル

2.3.1　押印廃止・デジタル化の推進

新型コロナウイルス感染拡大を契機としたテレワーク

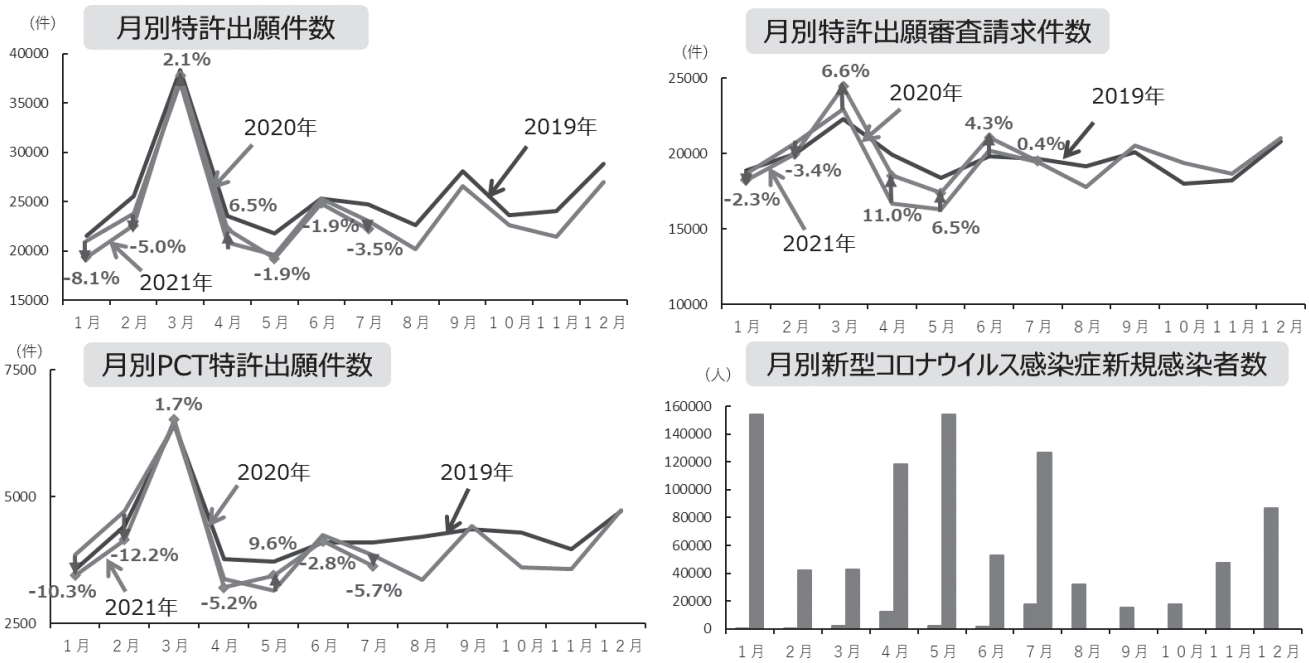

（備考）国際特許出願件数については、日本国特許庁が受理官庁となっているものの件数。
（出典）特許出願件数、特許出願審査請求件数、国際特許出願件数については、特許庁データベースを元に作成
新型コロナウイルス感染者数については、WHO Situation reportより特許庁作成

図８　2019年からの月別の特許出願／特許出願審査請求／PCT出願の件数推移（2021年８月５日取得）

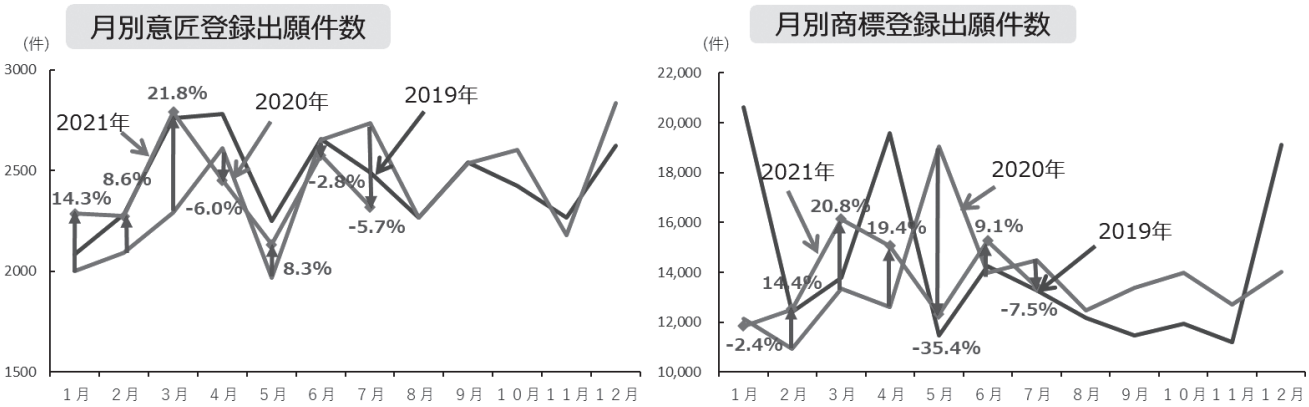

（出典）意匠登録出願件数、商標登録出願件数については、特許庁データベースを元に作成
（備考）ハーグ・マドプロ出願は除く。

図９　2019年からの意匠登録出願・商標登録出願件数の月別推移（2021年８月５日取得）

等の新しい生活様式への移行に対応するため，2021年３月に特許庁における手続のデジタル化推進計画を策定し，2024年３月までにすべての申請手続について電子申請を可能とすることを決定した。併せて，約800種のオンライン化できていない特許庁からの発送手続についても，ユーザーニーズの高いものなど優先度の高いものについては，申請手続オンライン化のスケジュールに合わせて，オンライン発送を可能とし，それ以外の手続についても順次デジタル化を進めることを予定している。

オンライン申請が可能な手続であっても，紙申請の場合はその多くの手続について押印が必要であり，テレワークの妨げになっていた。2020年７月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき，これまで法令等により国民や事業者等に押印を求めていた手続797種について見直しを行い，偽造による被害が大きいとされる権利移転関係の33種の手続を除き，押印を廃止した。

特許の実体審査に係る手続としては，新規性喪失の例外証明書において，押印および署名を廃止し，出願人のうち少なくとも一人の記名で足りるとした。また，実験成績証明書においては，従前より押印は必須ではなかったが，押印が不要であることを明らかにするため審査ハンドブックの記載例から判子マークを削除した。

2.3.2　コミュニケーションの円滑化

2021年４月１日より，テレワーク中の審査官等がユーザーに折り返しの電話連絡をすることが可能となった。これは特許だけでなく，意匠，商標，審判，方式等にも導入している。なお，情報セキュリティの観点から，未公開出願については取り扱えない等，一部制限がある。

2.4　2021年（令和３年）特許法等改正の概要

具体的な施行日については，随時施行期日を定める政令の交付のタイミングで特許庁HPに掲載されるので，そちらを確認いただきたい。

2.4.1　特許料等の料金体系の見直し

近年，特許庁では歳出削減努力を行っているが，特許特別会計は2014年度以降６年連続で単年度赤字となっており，審査の質・スピードの維持向上や，デジタル化等による利用者の利便性向上のためには，料金体系の見直しによる歳入確保が不可欠となっている。

そこで2021年の法改正により，特許料等の料金体系を見直した。具体的には，出願抑制を避けるため，出願料等の権利化前の料金ではなく，特許料，登録料等の権利化後の料金を中心に見直し，現在法律で定められている特許料，登録料について，法律で上限を定め政令に委任するとともに，特許料および商標の登録料等の上限額を改正前よりも引き上げた。

PCT手数料については，これまで実費よりも大きく

過去の主な料金の推移

2008改正　2011改正　2012改正　2016改正　2019改正

		～2008/5	2008/6～2011/7	2011/8～2012/3	2012/4～2016/3	2016/4～2019/3	2019/4～現在
特許	出願料	16,000円	15,000円			14,000円	
	審査請求料	168,600円 ＋請求項数×4,000円		118,000円 ＋請求項数×4,000円			138,000円 ＋請求項数×4,000円 **＆中小減免拡大**
	特許料(1-3y)	2,600円 ＋請求項数×200円	2,300円 ＋請求項数×200円			2,100円 ＋請求項数×200円	
	特許料(4-6y)	8,100円 ＋請求項数×600円	7,100円 ＋請求項数×500円			6,400円 ＋請求項数×500円	
	特許料(7-9y)	24,300円 ＋請求項数×1,900円	21,400円 ＋請求項数×1,700円			19,300円 ＋請求項数×1,500円	
	特許料(10-20y)	81,200円 ＋請求項数×6,400円	61,600円 ＋請求項数×4,800円			55,400円 ＋請求項数×4,300円	
PCT	日本語	110,000円			80,000円	80,000円	
	英語					166,000円	
商標	出願料	6,000円 ＋区分数×15,000円	3,400円 ＋区分数×8,600円				
	登録料	66,000円×区分数	37,600円×区分数			28,200円×区分数	
	更新料	151,000円×区分数	48,500円×区分数			38,800円×区分数	

今回の法定金額の見直し

（※）括弧内は上限の金額

改訂前定金額	改正後
(16,000円)	改定無し
(168,600円 ＋請求項数×4,000円)	改定無し
2,100円 ＋請求項数×200円	(毎年 **61,600円** ＋請求項数×**4,800円**)
6,400円 ＋請求項数×500円	
19,300円 ＋請求項数×1,500円	
55,400円 ＋請求項数×4,300円	
(143,000円)	(**170,000円**)
(221,000円)	(**249,000円**)
(6,000円 ＋区分数×15,000円)	改定無し
28,200円×区分数	(**32,900円**×区分数)
38,800円×区分数	(**43,600円**×区分数)

（※）意匠及び実用新案については、現行の料金体系を維持。
登録料について、法律で上限を定め政令に委任する改正のみを行う。

図10　法定上限額の改定案

引き下げた料金設定がなされていたことから，日本語，英語ともに法定上限額を引き上げている。なお，意匠と実用新案については，登録料について，法律で上限を定め政令に委任するという改正のみを行い，改正前の料金体系を維持している。

参考までに**図10**の右側に法定上限額の改定案を示す。カッコ内のとおり上限の金額が法律で定められる。実際の料金額は，ユーザー各位の意見や財政運営の見通し等を踏まえ，政令により決定される。

2.4.2　特許権等の権利回復要件の緩和

特許権等の権利回復の要件を緩和し，期間内に手続をすることができなかったことについて，手続をしなかったことが故意によるものでなければ，回復を認めることにした。これにより権利の回復は容易になるが，一方，制度の濫用を防ぐとともに，手続期間の遵守を引き続き促進するために，回復の申請に際しては，十分な程度の手数料を徴収することにした。なお，災害等の申請者の責めに帰することができない理由がある場合には，この手数料を免除することを併せて規定した。

2.4.3　災害等の理由による手続期間徒過後の割増料金免除

手続期間徒過の原因が，災害の発生等，特許権者の責めに帰することができない理由である場合には，割増特許料の納付を免除する規定を設けることにした。改定後は，例えば新型コロナウイルスが原因で期間を徒過した場合，割増手数料が免除される。なお，特許だけでなく，実用新案，意匠，商標の登録料についても同様の手当てを行う。

2.4.4　印紙予納の廃止・料金支払方法の拡充

改正法の施行後，口座振込等による予納の受付を開始する予定である。具体的な手続や様式については，特許庁のHPを確認いただくか，特許庁出願課の申請人登録担当に問合せいただきたい。

2.4.5　審判口頭審理のオンライン化

新型コロナウイルス感染症の状況に影響されずに口頭審理を開催可能とするとともに，デジタル化の社会構造の変化に対応可能とするため，審判長の判断で，審判廷に出廷することなく，審判請求人等がWeb会議システム等を通じて口頭審理に関与可能とするよう改正された。

2.4.6　訂正審判等における通常実施権者の承諾要件見直し

訂正の際の通常実施権者の承諾を不要とするよう改正した。また，特許権等の放棄の際の通常実施権者の承諾についても不要とするよう改正した。仮に，通常実施権者が改正後の施行日以降も承諾を必要としたい場合には，特許権者との間であらかじめ取り決めておくよう，ライセンス契約等について見直しいただきたい。

2.4.7　特許権侵害訴訟等における第三者意見募集制度の導入

本改正により，当事者の申立てがあれば，裁判所が必要と認めるときに限り，広く一般の第三者に対して裁判に必要な事項について意見募集を行うことができ，当事者が集められた意見を証拠として活用できるようになる。

2.4.8　その他

これまで説明してきたものの他に，海外からの模倣品流入への規制強化，意匠・商標国際出願手続のデジタル化，弁理士制度の見直しがある。海外からの模倣品流入への規制強化については，先ほど意匠についての取組みで紹介したが，商標についても同様に商標権侵害が成立することになる。

2.5　その他

2.5.1　特定登録調査機関制度について

本制度は2005年４月から導入された制度であり，出願済かつ審査請求されていない特許出願について，特許庁の先行技術調査の外注先である登録調査機関より，特許庁への先行技術調査報告と同品質の調査報告を得ることができる制度である。審査請求前に権利化の見通しが得られる等メリットの多い制度であり，本制度を利用したユーザーからは，「質の高い調査報告がリーズナブルな価格で入手できる」，「権利可能性の低い出願の無駄な審査請求が減らせる」，「事前の自主補正の検討に有用である」等，好意的な声をいただいている。

2.5.2　「新事業創造に資する知財戦略事例集」

本事例集は2021年４月21日に公開されたもので，経営層・新事業開発部門・知財部門それぞれの立場での「悩みや課題」，経営環境の変化に対応した知財活動の実践，その中での気づき，改めて分かった知財部員の強み，失敗事例等が掲載されている。ぜひ，確認いただき，経営に資する知財戦略を実践する際の参考にしていただきたい。

2.5.3　特許庁との意見交換を希望される企業の募集

特許庁では，2020年９月より意見交換を希望される企業等の公募を始めた。都合の良いタイミング，特許庁に相談したいことが発生したタイミングで意見交換の機会を設けることができる。特許庁HPにて受け付けているので，ぜひ，利用いただきたい。

3　意見交換会

本年度も，講演テーマ以外の内容も含めた意見交換を行える機会を設定した。活発な情報・意見交換の場となり，予定時間内には収まりきらない状況であった。

本連載第１回では，以下に，「最近の特許行政」に関する講演の際に質疑応答された内容を紹介する。なお，下記回答は，回答者の見解であり特許庁の公式見解ではないこと，順不同の記載であること，誌面の都合ですべての記載ではないことを了承いただきたい。

3.1　最近の特許行政について

Q1-1：AI関連特許の審査基準について，日米欧中韓で作業部会を作って，基準の共通化を検討する動きがあると新聞で読んだ記憶があるが，現状そのような動きは具体的に進んでいるのか？

A1-1：五庁会合では，作業ロードマップに合意がなされ，検討を進めることになっている。

Q1-2：商標と意匠と特許の出願件数の推移について，商標だけが伸びていて，他はむしろ落ちているとのことだったが，このような状況となった理由は明確になっているのか？

A1-2：商標の出願増加の主な要因として，個人・中小企業，海外，とくに中国からの出願が伸びていることが挙げられる。

Q1-3：全体的に出願件数が伸びていないという傾向に対して，手続の費用（登録料，特許料等）が上がることにより，その傾向がより加速することを懸念している。出願の抑制につながらなくても，例えば保持している権利の放棄が増えることになるのではないか。出願だけに注目するというより全体的に保持している数を具体的に増やしていって，質も上げていくことが必要だと思うが，このあたりについて，何か策はあるのか？

A1-3：出願抑制につながることを避けるために，審査請求料等の値上げは考えていない。特許を取得した後，維持するための費用は上がるが，それにより出願抑制につながるとは考えていない。今回の値上げに際して，既に締め切られてはいるが，特許庁HPで意見募集を行った。皆様からいただいた意見を踏まえ，また，財政状況を考慮して，料金設定を行う予定である。

Q1-4：最近の審査実務において，36条関連，とくにサポート要件での拒絶理由が多くなっている印象である。明細書の実施例の記載から，実施例通りの構成に限定を求められたり，実施例で示している用途に限定を求められたりということがある。同時期に出願した案件で，早めに審査請求をして対応した案件は，同様の明細書の書きぶりであっても，このような指摘を受けることがなかったが，ここ１～２年の間で審査方針に変化があったのか？

A1-4：審査方針に変化はない。審査基準に照らして，審査官の判断が妥当でないと考えるのであれば，意見書でそのように考える理由を説明していただきたい。反論するにしても，審査官の意図をつかみかねて反論がかみ合わず，そのまま拒絶査定されてしまう恐れがある，といった場合は，面接を利用して，審査官の意図を直接的に確認することもできるので，利用を検討いただきたい。また，審査官は例えば，クレーム等の記載が出願人の意図していたとおりのものであるのかを確認する１つの手段として，サポート要件違反を含む36条を通知する場合もあるところ，通知の内容からは審査官の意図が伝わりにくいこともあるかもしれない。このような場合にも面接を用いて，審査官の意図を直接的に確認することが有効と考える。

審判の観点で簡単に補足させていただきたい。審査段階で拒絶査定をされ，不服がある場合には，審判請求をしていただければ，３人の合議体で36条が適正なものであったかを含めて審議することが可能であるし，審判請求時には補正の機会もあるので，仮にその出願に記載不備的な記載要件についての瑕疵がある場合でも，それを治癒するチャンスがあるので，審判請求の活用を検討いただけたら良いのではないかと思う。

Q1-5：最新の特許査定／拒絶査定率の動向／今後の見通しについて知りたい。

A1-5：先ほど講演で紹介したとおり，出願件数に対する特許査定率は年々増加している。溶接分野についても同様の傾向を示しており，2020年に審査した出願の特許査定率は約85％となっている。全技術分野の特許査定率はだいたい73％程度なので，それに比べると高い値になっている。今後もこの傾向は続くと考えている。

Q1-6：各国の特許庁との連携状況を知りたい。

A1-6：先ほど講演で紹介したPPHがまず挙げられる。

ほか，先進国間会合では，新規性喪失の例外期間（グレースピリオド）の話や，18か月公開，衝突出願（日本でいう29条の２（いわゆる拡大新規性）），先使用権について，日米欧でばらつきがあるので，それらの点の調和に向けて議論しているところである。

五庁会合では，グローバルドシエでの特許情報の共有・交換が挙げられる。日米欧中韓の五庁でドシエ情

報を交換しており，2020年２月より台湾と日本の間でもドシエ情報を交換している。グローバルドシエのネットワークには，五庁に加えて33の国・機関が参加しており，相互の審査結果の利用が可能になっている。

また，PCT協働調査試行プログラムが五庁間で行われ，その検証が行われていることを先ほどの講演で紹介したが，日本と米国との間で，日米協働調査試行プログラムというものも行っており，現在第三期の試行を行っている。日本と米国に出願されていて，まだ審査がされていないものであれば，一定の申請要件を満たせば，日米同時に審査を行うというものになっている。2022年10月31日まで受付期間となっているので，興味のある方は特許庁のHPを確認いただきたい。

Q1-7：仮出願，すなわち38条の２の出願は増加しているか？また，仮出願は論文と願書を提出し，その後クレーム等を提出するような出願だと認識している。あまり見たことがないが，公開されて後に普通に検索できるようになるのか？

A1-7：仮出願に関しては，出願が増えているという話は聞いたことがないし，実際にもまだ（案件に）触れたことがないので，実際にどのような感じで出願されているのか，勉強不足で申し訳ないが，回答できない。また，仮出願がどのような形で公開されているのかも分からないので，分かり次第別途回答させていただく。

（追加回答）38条の２はあくまで特許出願の日の認定に係る条文であり，仮出願という制度は存在しない。研究論文を願書に添付して出願した場合，明細書の様式（特許法施行規則第24条）を満足していないため，17条３項２号に基づく補正命令が出る。そのため，研究論文がそのまま公開公報として公開されることはない。

Q1-8：数年前の話だが，物の発明についての請求項に，その物の製造方法が記載されている場合の審査について，NGワードを特許庁の審査官の方で検討されているという話を聞いた記憶がある。それについて現在の状況を教えていただきたい。

A1-8：いわゆるプロダクト・バイ・プロセスクレームについて，当初は製造工程が記載されているからという理由で明確性要件違反としていたが，現在は物の構造・特性を表す製造工程に関しては明確性要件違反とはしていない。NGワード等は特許庁のHPに公開されている。

Q1-8-1：特許・実用新案審査ハンドブックの2204等が該当するのか？

A1-8-1：該当する。そちらに，どのような場合に拒絶理由になり得るのか，どのような用語であれば製造方法に当たらないのか等，該当例・非該当例が記載されているので，参考にしていただきたい。

Q1-9：拒絶査定不服審判に関し，いまは特許査定率が高いと考えており，逆に言うと特許がつぶれにくい状況にあると思っている。そのような状況において，他社の問題のある特許が存在した場合，無害化のための行動をとることになるが，その時に審査官が前置報告書等を丁寧に作成し，適切な理由が書かれていると思うこともある一方，それが審判で判断された場合に，特許審決がされて，その理由も詳しく書かれていない場合が多くある。そのあとに異議申し立てを考える必要があるが，審判官の考え方と審査官の前置報告書に書かれた理由とがなぜ食い違ったのか分からない場合が多々ある。前回の意見交換で質問した際に，改善を図っていくとの回答をいただいていたと記憶しているが，現在どのように改善されようとしているのかを教えていただきたい。

A1-9：審判請求された事件に対して審判合議体が特許審決にする場合に，多くの事件では詳しい理由が書かれない定型の文章による審決が使われているのは事実であるが，進歩性が争点となっているもので，拒絶理由を通知することなく，そのまま特許審決とするような事件のうち，合議体が理由を示すことが適当と考えた事件等については，理由を詳しく記載した非定型の文章による審決を用いて，合議体の考え方を記載するという運用を行っているところである。すべてのケースについて，審決に特許と判断する詳しい理由を示すべきかどうかという点については難しい問題がある。第三者，とくに同業者等の特許により制限を受ける側からの視点では，合議体が特許審決と判断した理由を詳しく書いてほしいという要望があることは承知しているが，一方，査定不服審判の請求人となる特許出願人の側からは，審決に合議体の判断を詳しく書くのは避けてほしいという，相反する要望も多くあり，どの程度のところで折り合いをつけていくかを検討しているところである。現状では，先ほど述べたとおり，個々の事件ごとに合議体が審決をどのような記載とするかを判断しており，その結果として，合議体が特許すべきと判断した理由を審決の中に詳しく書いたものは，全体の割合としては少ない状況である。第三者視点での意見については，審判部でも承知しているところではあるが，改めて情報共有していく。一方で，特許になったものに対する異議申立制度あるいは無効審

判制度もある。査定不服審判の特許審決で判断が具体的に示されていないので，どのような手段で攻撃すればよいか分からないというのは理解できるし，無効審判は利害関係人しか請求できない等の制限があるため，ハードルが少し高いかもしれないが，異議申立てであれば何人でも申立てができるので，比較的に利用度は高いと思われる。特許の維持／取消のいずれの結論であってもしっかりと理由を書くことになっているので，異議申立てが取消決定とならなかったとしても，その判断を参考にして，その後の無効審判を行うかどうかや，その理由を組み立てる際の参考材料として使うことは可能である。

Q1-10：３Ｄプリンターの出願に対するOAにおいて，進歩性の副引例として溶接に関する引例が引用されることがあるが，３Ｄプリンターの主引例に対して溶接の副引例が組み合わされた場合には，どのような判断をされているのか？また，レーザ溶接でも技術トレンドが気になっている。全体的にAI関連がトレンドとして挙がっていたが，レーザ溶接の領域でもAI等がトレンドとなっているのか？

A1-10：まず３Ｄプリンターの主引例に対して３Ｄプリンターではない副引例が組み合わされるケースだが，引例の組み合わせはクレームの記載によるところが大きく，また，技術同士の親和性の観点も存在するため，３Ｄプリンターの主引例に対しては必ず３Ｄプリンターの副引例でないと組み合わせられないとは言い切れない。仮に，組み合わせに阻害要因等があるということであれば，意見書で指摘いただきたい。トレンドの方は，具体的な事例の話はできない。

（次号につづく）